

安全保障と学術に関する検討委員会・第3回（2016.8.24）

### 本委員会の検討課題とデュアルユース問題

佐藤岩夫

#### 1. ドイツの議論状況から

- ドイツ研究振興協会（DFG）他『学問の自由と責任』（2014）：デュアルユース問題＝「有用（nützlich）な研究成果の誤用（missbraucht）の危険」（Deutsche Forschungsgemeinschaft und Nationale Akademie der Wissenschaften Leopoldina, Wissenschaftsfreiheit und Wissenschaftsverantwortung, 2014）
- 軍事（軍備）研究（Rüstungsforschung）に対する研究資金供与（国防省・企業）の増加。大学の基本規則（憲章等）に Zivilklausel（市民条項・民生条項）を規定する動き。
  - ・ ブレーメン大学（1986/1991）、ベルリン工科大学（1991）、コンスタンツ大学（1991）、ドルトムント工科大学（1991）、テュービンゲン大学（2010）、ロストック大学（2011）、ダルムシュタット工科大学（2012）、ゲッティンゲン大学（2013）、フランクフルト大学（2013）、ミュンスター大学（2013）等
  - ・ “Lehre, Forschung und Studium an der Goethe-Universität dienen zivilen und friedlichen Zwecken.（大学の教育・研究・学修は民生・平和目的に貢献するものとする。）”（フランクフルト大学）
  - ・ “Die Universität und die in ihr tätigen Wissenschaftlerinnen und Wissenschaftler sind bestrebt, durch Forschung und Lehre dem Frieden der Welt zu dienen.（本学および本学で活動する研究者は、研究および教育を通じて世界平和に貢献するよう努力する。）”（ゲッティンゲン大学）⇒「明白に軍事目的の研究」は大学執行部に届出（2013年2月評議会〔Senat〕決定）
- ※ ドイツにおいても議論の文脈は多様。正しい利用／誤用、民生／軍事（軍備）
- ※ 他方、民生／軍事（軍備）の問題は決して日本だけのものではない。
- ※ 基本法（憲法）5条3項：基本権としての「学問の自由」の保障。であるからこそ、「学術の自己規律」「学問の自由はそれに従事する者（科学者）の責任（Verantwortung; responsibility）を伴う」という問題意識。

#### 2. 本委員会が検討すべき課題とデュアルユース問題

- 検討の出発点は1950年・1967年声明（以下、『声明』）。委員会設置提案書。
  - ⇒ 平和（民生）／軍事という問題設定。
- 『声明』と『科学者の行動規範（改訂版）』（以下『行動規範』）6（科学研究の利用の両義性）の関係
  - ⇒ 『声明』は一連の研究のプロセスの全体（発端・目的・遂行・結果）を視野に収め、『行動規範』6はとくに研究成果の利用の局面に焦点を当てる。
  - ⇒ 民生／軍事という問題領域について、研究の両義性の問題を、「入口」（研究の発端・目的）から「出口」（成果の利用）に至る一連のプロセスとして検討する必要。「出口」の局面だけに矮小化してはならない（最終的に民生利用につながる可能性があるなら研究の発端・目的は問わなくてよい、わけではない）。

### 3. 具体的論点

#### (1) 議論のベースラインの確認

- 「民生→軍事」と「軍事→民生」を同列に論じてよいのか？

⇒ 「入口」(研究の発端・目的)を問うならば両者を区別する必要。『声明』の立場。

#### (2) 「軍事→民生」をどう考えるか

- 「入口」(研究の発端・目的)について、誰が(判断主体)、何について(判断対象)、どのように(判断基準)判断するか。

##### (I) 個別の研究について判断する

- 実体的には「軍事」性、手続的には公開性・透明性の確保等を考慮。  
※なお、自衛／非自衛(侵略)の区分は、自衛権の性格(個別的自衛権・集団的自衛権)を別にしても、研究の許容性を判断する基準としては機能しないと思われる。たとえば「存立危機事態」は明確性を欠く(結果としてあらゆる研究が許容される可能性、あるいは政府への白紙委任)。
  - 判断主体は、各研究者(自己規律)、大学・研究機関、学術コミュニティ、社会・公共(=『行動規範』3[社会の中の科学者]・11[社会との対話]の制度化)の各段階が考えられる。
- ⇒ 問題にとって本質的ではあるが、実際にワークする制度・手続を構築できるかが課題。

##### (II) 研究資金制度のあり方として判断する

- 「軍事」性が強く、公開性・透明性の確保等に課題がある研究資金制度(への応募)を典型的・制度的に認めないことで対応する。「資金の出所」(防衛省・防衛装備庁、米軍等)。
  - ここでも判断主体は、各研究者、大学・研究機関、学術コミュニティ、社会・公共の各段階が考えられる。学術会議は研究資金制度のあり方についての提言を通じて役割をはたしうる。
- ⇒ ①研究者、大学・研究機関にとっては簡明な行動基準、②資金提供者と受領者(研究者、大学・研究機関)の立場の非対称性を緩和できる。他方、それ以外の資金については、「軍事→民生」は手つかず？
- ⇒ (I)か(II)か、あるいは、(I)と(II)か。

#### (3) 「民生→軍事」をどう考えるか

- 民生研究の成果が軍事的に利用される可能性：  
この場合の研究者個人の対応(責任)については、第2回小森田委員『論点整理』3の2)の(1)「ありうべき科学者の立場」
- 他方、研究者個人の対応(責任)だけに委ねてしまってよいかは別個の問題。(2)の(I)と同様に、学術コミュニティや社会・公共を交えて、研究成果の軍事的利用の可否を議論する場も必要ではないか。

以上